

ES(社員満足度)向上による

若手人材確保・定着事業助成金

住宅・食事・健康に関する福利厚生の充実による従業員のES(Employee Satisfaction 社員満足度)の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業の取組をサポートします。



支援内容

①専門家の派遣(1社あたり最大3回) 無料

福利厚生の充実による若手人材の確保・定着を目指す中小企業等に、社員満足度向上等に関する知見を有する専門家を派遣し、企業の取組計画の作成を支援します。

②ES(社員満足度)を高める取組への費用助成

①を受けて取組計画を作成し、ES 向上に向けた取組(住宅の借上げ・食事等の提供・健康増進サービスの提供)を行った中小企業等に対して経費を最大3年間助成します。

助成対象事業

①住宅の借上げ

助成限度額 200万円/年

②食事等の提供

助成限度額 50万円/年

③健康増進サービスの提供

助成限度額 50万円/年

助成対象期間 最大3年間 (毎年所定の手続が必要です。)

助成率 2分の1

支援申込受付期間・受付予定企業数

〈前期〉

令和7年 5月12日(月)～
8月 8日(金) 30社

〈後期〉

令和7年 8月18日(月)～
11月14日(金) 30社

対象事業者の主要要件

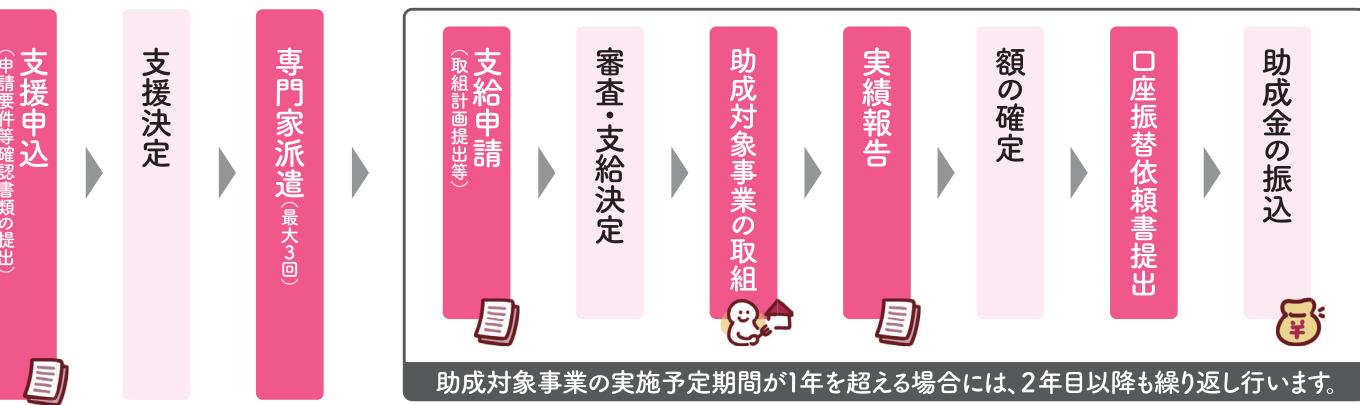
以下のア～ウの全てを満たす都内中小企業等

- ア. 全従業員に占める若手従業員(35歳未満)の割合が30%以下であること
- イ. 過去3年間を通じた若手従業員の合計の採用数が、全従業員数の10%以下であること
- ウ. 直近1年間に若手人材を含む求人活動を行っていること

※他にも要件がございます。詳細は事業専用サイトをご確認ください。

事業の流れ

* 紫色の部分を助成対象事業者が行います。



よくある質問

Q 支援申込や専門家派遣をせずに助成金の支給申請のみすることはできるのですか?

A 東京しごと財団の審査を経て支援決定された後4ヶ月以内に、当財団指定の専門家の派遣を最大3回受ける必要があります。また、最終回の専門家派遣後2ヶ月以内に、専門家の助言を踏まえた取組計画を完成させて、支給申請をする必要があります。ただし、支援申込・専門家派遣を初めて行った事業者で、1年を超える助成対象期間で支給申請した場合、2年目・3年目の支給申請については、支援申込・専門家派遣は原則として必要ありません。(例外事由あり)

Q どのような専門家が派遣されるのですか?

A 中小企業診断士や社会保険労務士等の資格を有する専門家が、最大3回都内事業所に訪問し、若手人材の確保・定着や社員満足度に係る貴社の課題を確認した上で、本事業の取組計画の作成について適切な助言をします。

詳細は事業専用サイトをご確認ください

<https://www.es-koujou.jp/>



◆支援申込受付・お問い合わせ先◆

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 採用定着促進支援担当係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

📞 03-5211-0397 (受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00 ※12:00 ~ 13:00 を除く)

🌐 <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/es/gaiyo.html>

募集要項・申込方法等詳細はこちちら▶ [東京しごと財団 ES向上助成金](#) 検索



①住宅の借上げ

 共同住宅の一室等を借り上げ、社宅として若手従業員(35歳未満)に新たに提供すること

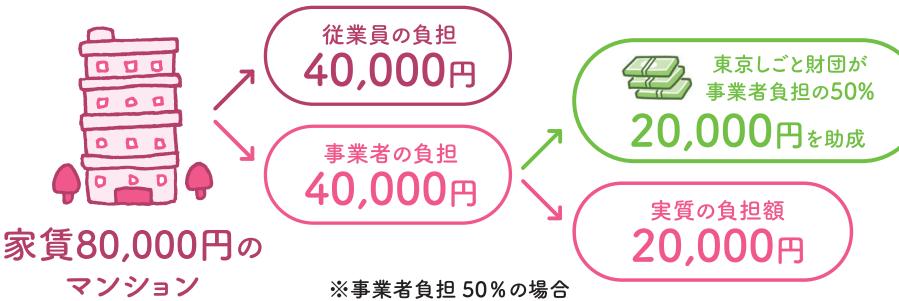
具体的には

1戸当たりの助成限度額は以下のとおりです。

ただし、事業者が負担した経費の2分の1が助成対象となります。

費目	助成対象経費の上限額	助成限度額
(1) 家賃 (管理費・共益費を含む)	1戸当たり 月 82,000 円	1戸当たり 月 41,000 円
(2) 礼金	1戸につき1回限り 82,000 円	1戸につき1回限り 41,000 円
(3) 更新料	1戸につき1回限り 82,000 円	1戸につき1回限り 41,000 円
(4) 仲介手数料	1戸につき1回限り 82,000 円	1戸につき1回限り 41,000 円

借上げ住宅の家賃1か月分の助成例



助成対象経費

借上げ住宅の家賃、管理費・共益費、礼金、更新料、仲介手数料

Q & A

Q 入居する従業員の要件はありますか。

A 入居する従業員の要件は下記のとおりです。

都内事業所に勤務する若手従業員(35歳未満)であること。

月16日以上勤務する従業員であること。

代表者の3親等以内の親族でないこと。

Q 借上げ住宅の所在地は東京都内のみですか。

A 新幹線鉄道等の特別急行列車等を利用せずに、

通常の通勤の経路及び方法により、事業者の都内

事業所から原則1時間半で通勤できる圏内であ

れば、東京都外でも助成対象となります。



上記①～③の主な助成要件

- 助成対象経費の50%以上を事業者が負担していること。
- 都内事業所の従業員を対象に実施すること。

②食事等の提供

 従業員のために継続的かつ定期的に食事等を新たに提供すること

具体的には

都内事業所の従業員を対象に、以下のいずれかに当たる取組を新たに、継続的かつ定期的に行なった場合、事業者が負担した経費の2分の1が助成対象となります。

取組の分類	例・備考
(1) 設置型社食サービス	置き型コンビニ、自動販売機(食べ物)など
(2) 専用機械による飲料提供	ウォーターサーバー、給茶機、コーヒーマシン、自動販売機(飲み物)など
(3) 弁当類の定期的な配達	弁当の定期配達、飲料の定期訪問による販売など
(4) 弁当類の定期的な社内販売	弁当販賣業者による都内事業所内での弁当販売
(5) 出張型食堂	都内事業所内でのケータリング形式での食事等の提供(設備工事を伴うものは除く。)



助成対象経費

食事等の提供に係る飲食代、サービスの利用料、初期導入費用、配達料等

Q & A

Q お弁当を必要な都度購入した場合、助成対象になりますか。

A 「継続的かつ定期的」にお弁当を提供する内容で契約を締結していない場合は、助成対象外です。

Q 食事等を提供する場所について決まりはありますか。

A 食事等を提供かつ消費する場所は、都内事業所(屋内)に限ります。

③健康増進サービスの提供

 従業員のために健康増進に係るサービスを提供すること

具体的には

都内事業所の従業員を対象に、以下のいずれかに当たる取組を行った場合、事業者が負担した経費の2分の1が助成対象となります。

取組の分類	例・備考
(1) 健康増進に資するサービスの新たな利用	
ア 都内事業所での実技講座	集合形式で実施するヨガ講座、肩こり腰痛予防セミナーなど
イ 都内事業所での座学講座	集合形式で実施する生活習慣病予防セミナー、食生活改善セミナーなど
ウ 法令で義務付けられていない健康診断・産業医面談等の実施	
エ 従業員の健康管理を目的としたアプリ等の利用	従業員の食生活管理・運動増進等を目的としたアプリ等の利用
(2) 都内事業所で設置・共用する健康器具の購入・レンタル	ランニングマシン、マッサージチェア、健康促進のための仮眠シート、昇降式デスクなど

※(1)は都内事業所で未着手の取組に限ります。



助成対象経費

健康増進に係るセミナー・研修等の実施費用、

法定外の健康診断・産業医面談等の実施に係る費用、

都内事業所で設置・共用する健康器具の購入又はレンタル費用、

従業員の健康管理を目的としたアプリの法人利用契約に係る費用(アプリ開発費は除く。)等

Q & A

Q 健康器具を購入し、従業員に配布した場合は助成対象になりますか。

A 健康器具は、都内事業所に設置し、いつでも従業員が共用できるものに限りません。従業員個人に配布するものは助成対象外です。

- 助成対象経費の明細がわかる見積書、契約書、領収書等の帳票類が揃えられること。
- 対外的に生業かつ主要業務としていることが公開情報から確認できるサービス提供事業者等との契約であること。